

# 令和8年度国民健康保険広報事業業務委託仕様書

## 1 業務の目的

国民健康保険税の納期内納付の必要性や減免制度、高額療養費制度など、国民健康保険制度に関する啓発を行うことにより、制度の安定的な運営に向けた理解促進を図るとともに、疾病予防・健康づくりに関する啓発を行うことにより、健康長寿の延伸及び医療費の適正化を図る。

## 2 業務の名称

令和8年度国民健康保険広報事業業務

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 事業の概要

- (1) 国民健康保険制度に関する啓発
- (2) 疾病予防・健康づくりに関する啓発

## 5 委託業務の内容

### (1) 広報啓発業務

テレビCMやSNS広告等の媒体において、過年度に県が制作した素材及び(2)の業務において制作する素材を活用した啓発を行うこと。

また、配信に当たっては、以下の業務を行うものとする。

- 配信計画の作成

配信時期、配信媒体、配信対象層、配信回数、その他配信に必要な事項を整理した配信計画を作成し、県と協議の上、承認を得ること。

- 広告配信の設定及び管理

各媒体における広告設定、掲載管理、進行管理等を適切に行うこと。

### 【参考】過年度に県が制作した素材

#### I 国民健康保険制度に関する啓発

- ① 医療費と国民健康保険税の関係 (R4 作成：動画素材 30秒 ver.)
- ② 口座振替の推進 (R4 作成：動画素材 30秒 ver.)
- ③ 所得の申告 (R4 作成：動画素材 30秒 ver.)
- ④ 第三者行為 (R4 作成：動画素材 30秒 ver.)

- ⑤ 国民健康保険税の軽減制度（R4 作成：動画素材 30 秒 ver.）
- ⑥ 適正受診（柔道整復）（R6 作成：動画素材 30 秒 ver.）
- ⑦ 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減（R6 作成：動画素材 30 秒 ver.）
- ⑧ マイナ保険証利用促進（R6 作成：動画素材 30 秒 ver.）
- ⑨ 資格の得喪（R7 作成：動画素材 30 秒 ver.）
- ⑩ 納期内納付と納税相談（R7 作成：動画素材 30 秒 ver.）
- ⑪ 高額療養費制度（R7 作成：動画素材 30 秒 ver.）
- ⑫ ジェネリック医薬品の活用（R7 作成：動画素材 30 秒 ver.）

## II 疾病予防・健康づくりに関する啓発

- ① がん検診（R4 作成：動画素材 30 秒 ver. / ラジオドラマ 5 分 ver.）
- ② 運動に関すること（R4 作成：動画素材 30 秒 ver.）
- ③ 歯科検診（R4 作成：動画素材 30 秒 ver.）
- ④ 適正服薬（R4 作成：動画素材 30 秒 ver.）
- ⑤ 特定健康診査（R5 作成：動画素材 30 秒 ver. / ラジオドラマ 5 分 ver.）
- ⑥ 食事に関すること（R6 作成：動画素材 30 秒 ver. / ラジオドラマ 5 分 ver.）

### (2) 啓発素材制作業務

国民健康保険制度の周知及び疾病予防・健康づくりに関する啓発を目的として、以下の動画素材を制作すること。

なお、疾病予防・健康づくりに関する動画素材の制作に当たっては、宮崎県にゆかりのある著名人や PR キャラクター等を起用することとし、各動画素材の具体的な内容については県と協議の上、決定するものとする。

## I 国民健康保険制度に関する啓発

- ・ 国民健康保険税の納付方法に関する動画素材 1 本
- ※ 口座振替、スマートフォン等を活用した納付、コンビニ納付など、多様な納付方法の周知を目的とするもの

## II 疾病予防・健康づくりに関する啓発

- ・ 特定健康診査の受診勧奨に関する動画素材 1 本
- ・ 特定保健指導の利用勧奨に関する動画素材 1 本

### (3) 効果検証及び報告業務

実施した広報啓発業務について効果検証を実施し、県に報告すること。

なお、特定健康診査及び特定保健指導については、当事業による行動変容を把握するた

め、広報啓発実施前と実施後に、それぞれアンケート調査を行うこと。

## 6 留意事項

- (1) 毎年5月と10月を特定健康診査広報月間としているため、同月間においては特定健康診査及び特定保健指導の受診勧奨につながる広報を集中的に実施すること。
- (2) 作成した動画素材及び成果品の電子媒体（PDF等）は、それぞれ1枚のDVDにまとめて編集し、納品すること。
- (3) 作成した動画素材等の著作権については、契約書（案）のとおり。
- (4) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。
- (5) 制作、実施に当たっては、県及び関係機関と十分に連携を取りながら行うこと。
- (6) 本仕様書について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、県と十分に協議を行うこと。